

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の  
一部を変更する協定書

弘 前 市  
黒 石 市

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と黒石市（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号ウに次のように加える。

(イ) 大石武学流庭園の調査、普及及び活用

a 取組の内容

圏域内の指定名勝及び登録記念物の庭園を核として、大石武学流庭園の掘り起こしを行い、津軽独自の庭園文化の普及及び活用を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大石武学流庭園の調査、普及及び活用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して大石武学流庭園の調査、普及及び活用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

(ウ) 重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）における修理修景等事業及び活用事業の推進

a 取組の内容

圏域内で甲乙に所在する両重伝建地区に対する愛情・誇り・一体感を醸成し、圏域外からの観光客の流入と周遊を図るため、修理修景等事業の推進及び圏域内外への情報発信等の広報活動に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲に所在する重伝建地区内の修理修景等事業を推進する。また、圏域内外への両重伝建地区の情報発信等の広報活動に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

乙に所在する重伝建地区内の修理修景等事業を推進する。また、甲と連携し圏域内外への両重伝建地区の情報発信等の広報活動に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

第3条第1号キに次のように加える。

(ウ) 使用済小型家電リサイクルの促進

a 取組の内容

圏域における使用済小型家電の再資源化を住民に啓発するとともに、使用済小型家電を効率的にリサイクルする体制を整備する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）にのっとり、使用済小型家電のリサイクルを効率的に促進するため、調査・研究を行うとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、使用済小型家電のリサイクル促進を図るとともに、必要な経費を負担する。

第3条第1号に次のように加える。

ク その他

(ア) 消費生活相談体制の広域的対応

a 取組の内容

圏域における消費生活相談を広域的に行うことにより、住民サービスの向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域の消費生活相談窓口を弘前市市民生活センターとし、消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月16日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 葛西 憲之



乙 黒石市大字市ノ町11番地1号

黒石市

市長 高樋 憲之

